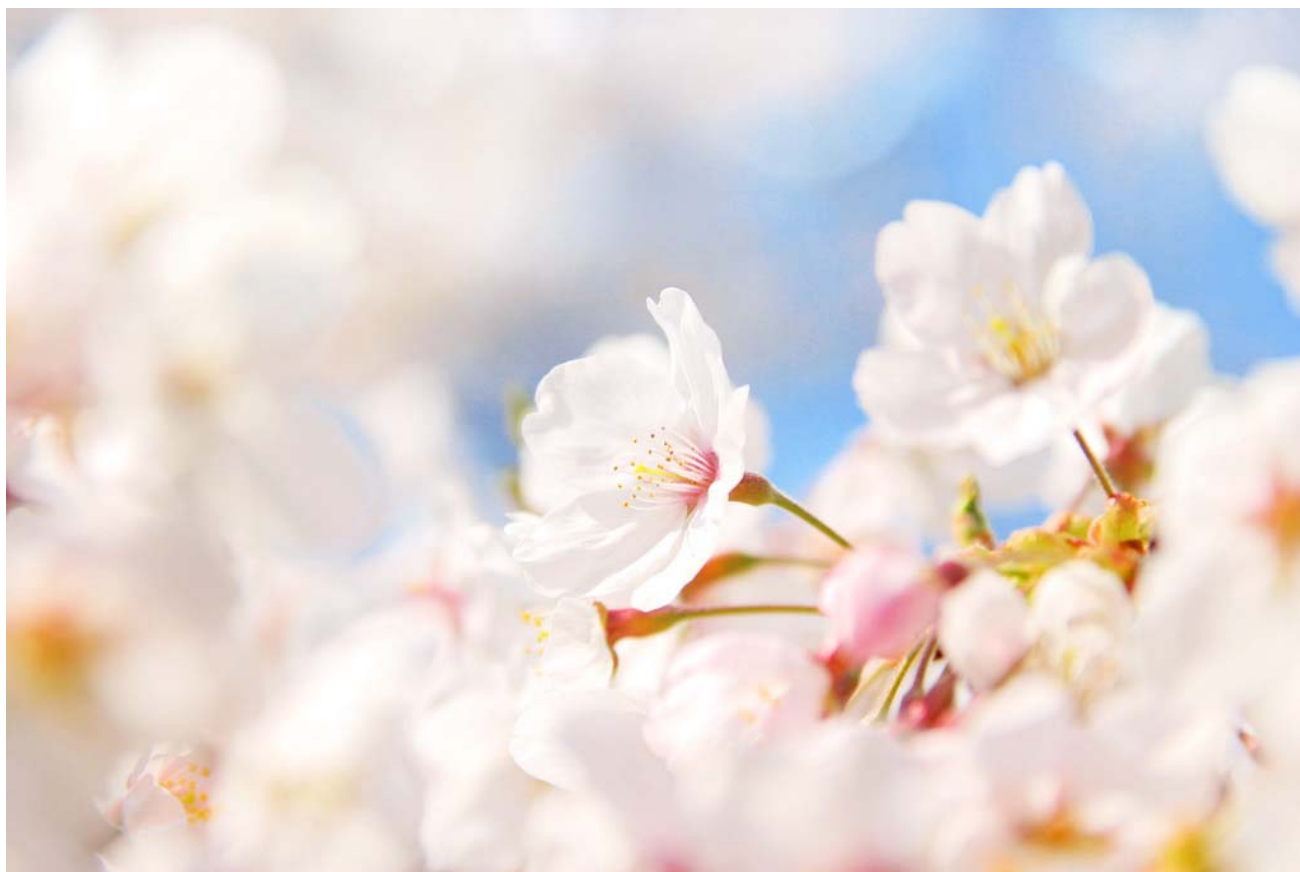


D・プロニュース4

2010

4月1日といえば、日本では新しい年度のスタートする日になっています。
入学、進学、新入社員などフレッシュな人たちがあふれるこの時期、心も新たにがんばっていきたいと思います。
掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



社会保険労務士法人 D・プロデュース

神奈川県横浜市中区相生町1-15第二東商ビル5F
TEL : 045-226-5482 / FAX : 045-226-5483



労務管理情報

労働災害等により 休業者が発生した場合に 提出が必要な労働者死傷病報告

① 労働災害等により休業者が発生した際の報告義務

事業者は、労働者が労働災害その他就業中または事業場内等において、負傷、急性中毒などにより死亡または休業したときは、労働者死傷病報告を所轄の労働基準監督署へ提出する必要があります。この労働者死傷病報告は休業日数によって、以下のように報告様式および期限が異なります。

	報告様式	期 限
休業が4日以上の場合・死亡した場合	労働者死傷病報告 (様式第23号)	遅滞なく
休業が4日未満の場合	労働者死傷病報告 (様式第24号)	四半期毎にそれぞれ期間最後の月の 翌月末日まで

② -1 改正情報:平成22年4月1日より労働者死傷病報告の様式が改正されました

派遣労働者が労働災害等により死傷した場合、派遣元および派遣先双方の事業者がそれぞれ所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出する必要があります。派遣先事業者は、提出した労働者死傷病報告の写しを派遣元事業者に送付することになっています。なお、平成22年4月1日より、休業4日以上の場合にかかる労働者死傷病報告の様式（様式第23号）が改正され、派遣労働者が被災した場合には、派遣元は派遣先の事業場の郵便番号を記入することになりました。

② -2 改正情報:平成22年4月1日より労働者死傷病報告を提出するときは新様式となります

労働災害等により死傷した労働者が派遣労働者であるか否かにかかわらず、平成22年4月1日以降は改正後の新様式（様式第23号）で提出しなければなりません。また、労働災害等の発生年月日が平成22年3月31日以前であっても、4月1日以降に提出する場合には、新様式を使用することとなりますので注意が必要です。

労働者死傷病報告に関する注意点

- 会社で治療費を全額補償し、休業中も出勤したときと同様に賃金を支払うなどして、労災保険の請求をまったく行わなかった場合においても、労働災害等により労働者が休業した場合には必ず「労働者死傷病報告」を提出する必要があります。
- 労働者死傷病報告は、休業が1日以上発生した場合または死亡した場合に提出義務がありますが、休業しなかった場合には提出の必要はありません。
- 故意に労働者死傷病報告の提出を怠るといわゆる「労災かくし」となり、法律によって厳しく処罰されることがありますので、確実に提出することが求められます。



労働者名簿・賃金台帳の作成と保存義務

このコーナーでは、人事労務管理で頻繁に問題になるポイントを社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で、分かりやすくお伝えします。

総務部長



4月になり新入社員が入社しましたが、会社としてどのような準備が必要ですか？

会社としては、事業場ごとに各労働者（日雇労働者を除く）について労働者名簿を調製する必要がありますね。この労働者名簿に記載しなければならない事項は、次の7点とされています。

社労士



- ①労働者の氏名、生年月日、履歴
- ②性別
- ③住所
- ④従事する業務の種類（ただし、常時30人未満の労働者を使用する事業場においては記載不要）
- ⑤雇入れの年月日
- ⑥退職の年月日およびその事由（退職事由が解雇の場合はその理由を含む）
- ⑦死亡の年月日およびその原因

入社した者については新たに労働者名簿を作成し、退職した者については上記⑥の事項を記載しておく必要があるということですね。



そうですね。また、社員の中には転居のために住所が変わる者もいますので、この場合は変更の都度、遅滞なく訂正しておくことになります。



ところで退職者の労働者名簿については、いつまで保管しておけばよいのでしょうか？



会社には書類の保存が義務づけられており（労働基準法第109条）、労働者名簿については、社員の死亡、退職または解雇の日から3年間保存する必要があります。



なるほど。3年間保存しておかなければならないのですね。



また労働者名簿の他に、会社は事業場ごとに賃金台帳を作成し、一定事項を賃金支払いの都度、遅滞なく記載する必要があります。この賃金台帳については、先ほどの労働者名簿の場合と異なり、日雇労働者についても調製する必要があります。



賃金台帳にはどのような事項を記載しておく必要がありますか？



記載すべき事項は、次の8点になります。

- ①氏名
- ②性別
- ③賃金計算期間
- ④労働日数
- ⑤労働時間数
- ⑥時間外労働時間数、休日労働時間数、深夜労働時間数
- ⑦基本給、手当その他賃金の種類毎にその額
- ⑧賃金の一部を控除した場合のその額

なお、会社によっては通勤手当として定期券を現物支給している場合がありますが、この場合は、その評価総額を記載しておく必要があります。

また、労働者名簿と賃金台帳に記載すべき内容が似通っていることから、あわせて作成することが認められています（労働基準法施行規則第55条の2）。ちなみに、賃金台帳は最後に記載した日から3年間保存することになっています。



【ワンポイントアドバイス】

- ①会社は、事業場ごとに労働者名簿を各労働者（日雇労働者を除く）について調製し、一定事項を記載する義務がある。
- ②労働者名簿に記載すべき事項に変更があった場合は、遅滞なく訂正しておく必要がある。
- ③会社は、事業場ごとに賃金台帳を調製し、一定事項を記載する義務がある。
- ④労働者名簿は労働者の死亡、退職または解雇の日から、賃金台帳は最後の記載をした日から3年間保存する必要がある。





私傷病で会社を休業した際に支給される傷病手当金

健康保険に加入している労働者が業務外の病気やケガで会社を休み、賃金を受けられない場合には、健康保険よりその間の所得を保障することを目的とした傷病手当金が支給されます。今回は、この制度の基本を確認しておきましょう。

1. 傷病手当金の支給対象日

傷病手当金は、対象となる労働者が業務外の病気やケガのために働くことができず、会社を休んだ日が連続して3日間となった上で、4日目以降の休業日について支給されます。

2. 傷病手当金の支給額と調整

傷病手当金として支給される額は、1日につき、標準報酬日額（※）の3分の2に相当する額です。なお、働くことができない期間について、以下の①～③に該当する場合は、傷病手当金の支給額が調整されることとなります。

- ①事業主から賃金を受けた場合
- ②同一の傷病により障害厚生年金を受けている場合（同一の傷病による国民年金の障害基礎年金を受けるときは、その合算額）
- ③退職後、老齢厚生年金や老齢基礎年金または退職共済年金などを受けている場合（複数の老齢給付を受けるときは、その合算額）

【具体的な調整方法】

- ①～③の日額が傷病手当金の日額より多いとき …… 傷病手当金は支給されません
- ①～③の日額が傷病手当金の日額より少ないとき …… 傷病手当金からその差額が支給されます

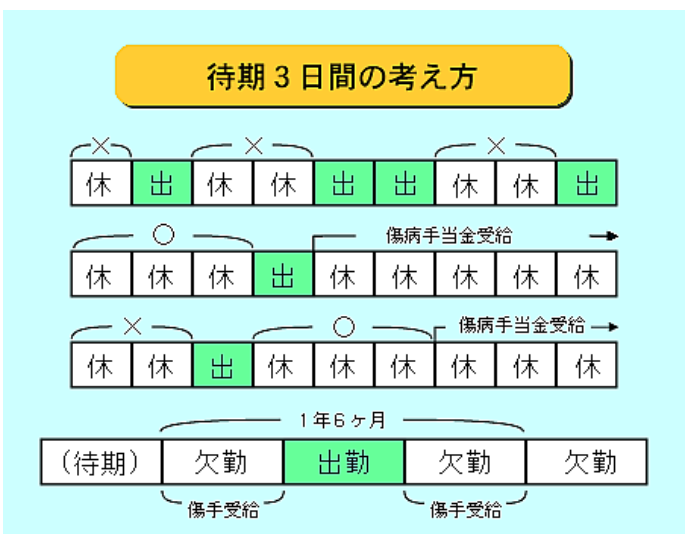
※標準報酬日額：健康保険の標準報酬月額を30日で割ったもの

3. 傷病手当金が支給される期間

傷病手当金は、病気やケガで休んだ期間のうち、最初の3日を除き（これを「待期」といいます）、4日目から支給されます。その支給期間は、支給を開始した日から数えて1年6ヶ月間となっています。なお、待期の考え方は右図を参考にしてください。

【ワンポイントアドバイス】

社員が入院のために会社を休み傷病手当金の申請を行うようなケースでは、多額の療養費がかかっている場合があります。このようなときには傷病手当金のみではなく、高額療養費の申請を行う必要がないか、確認することが望まれます。



全国健康保険協会「傷病手当金」より

拡充される子の看護休暇制度と 新設される介護休暇制度

6月30日に施行される改正育児・介護休業法では、従来より法制化されていた子の看護休暇制度が拡充されるほか、この制度と仕組みが似通っている介護休暇制度が新設されます。今回はこの2つの制度について、そのポイントを取り上げておきましょう。

1. 子の看護休暇制度(拡充)

1) 取得可能な労働者

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者（日雇労働者は除外）。但し、労働者の過半数代表等と労使協定を締結することで以下の労働者は除外可能。

- ①入社6ヶ月未満の労働者
- ②1週間の所定労働日数が2日以下の労働者

2) 看護休暇の取得可能日数

対象となる子が1人の場合は1年に5日まで、2人以上の場合は1年に10日まで

3) 看護休暇を取得する目的

- ・負傷し、または疾病にかかった子の世話をするため
- ・子に予防接種や健康診断を受けさせるため

※下線部が今回の法改正の内容

2. 介護休暇制度(新設)

1) 取得可能な労働者

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者（日雇労働者は除外）。但し、労働者の過半数代表等と労使協定を締結することで以下の労働者は除外可能。

- ①入社6ヶ月未満の労働者
- ②1週間の所定労働日数が2日以下の労働者

2) 介護休暇の取得可能日数

対象家族が1人の場合は1年に5日まで、2人以上の場合は1年に10日まで

3) 介護休暇を取得する具体的内容

- ・対象家族の介護
- ・対象家族の通院等の付き添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の対象家族に必要な世話

4) 要介護状態の定義

負傷、疾病または身体上もしくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態

5) 対象家族の定義

配偶者（事実婚を含む）、父母、子、同居し扶養する祖父母・兄弟姉妹・孫、配偶者の父母

これらの休暇は年次有給休暇とは別に与えなければならないとされていますが、取得時における賃金は無給でも構いません。なお、介護休暇の制度化については、常時雇用労働者数が100人以下の企業においては適用が3年間猶予されることになっています。



経営情報

許認可等が何件あるのか、ご存知ですか？

平成21年12月15日に、総務省から「許認可等の統一的把握の結果」という発表がありました。ここでは、許認可等（*）のいわゆる規制の現状を紹介していきます。

増加する許認可等の件数

いわゆる規制緩和は20年以上前から議論が行われ、さまざまな市場への参入規制の緩和や撤廃などが行われてきました。その一方、新たな規制が誕生しているのも現実です。

上記発表から許認可等の件数をみると、21年3月31日時点で13,869件（前年比：増加1,441件、減少358件）となっています。なお、省庁再編以降の推移は右の通りですが、右肩上がりの増加傾向が続いています（データは各年3月31日時点のもの）。

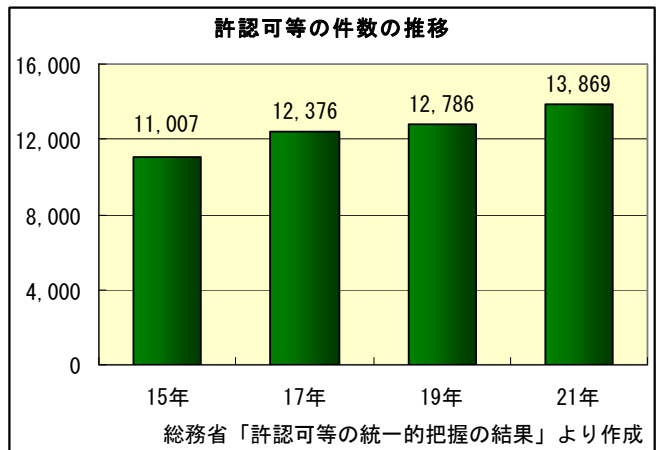
総務省によれば、許認可等の増加要因は、社会経済情勢の変化に応じた新たな行政ニーズへの対応に伴う法令の制定・改廃によるもの、ということです。

次に21年のデータで、府省別の許認可等件数が1,000件を超えている省庁は以下のようになっています。

許認可等件数が1000件を超えている省庁

国土交通省	経済産業省	厚生労働省	金融庁	農林水産省
2,613件	2,240件	2,178件	1,901件	1,443件

総務省「許認可等の統一的把握の結果」より作成



国土交通省は再編統合によりできた機関であり、厚生労働省も厚生省と労働省が合併してできた機関のため、旧省庁時代からの許認可等を引き継いでいることが、件数が多い要因と思われます。経済産業省については、所管分野の広さが許認可件数が多い要因と思われます。

新規ビジネスを始める前は確認を忘れずに

ビジネスの種類によっては、許認可が必要なものがあります。よって新規ビジネスを検討する際には、そのビジネスに関する許認可等の有無を確認する必要があります。インターネットで検索エンジン等を使って、「開業 許認可」といったキーワードで検索すると、許認可の必要な業種等を調べることができます。また、許認可等の管轄官庁がどこで、実際の窓口はどこなのか、についてもきちんと押さえておきましょう。事前に窓口相談に行くなどすると、実際の手続き等がスムーズに進む可能性も高くなるでしょう。

今後も許認可等は、ある分野ではなく別分野では増加する、といったことを繰り返していくものと思われます。自社のビジネスに関連する許認可等について、把握しておくことも重要です。

（*）ここでの許認可とは、国民（個人及び法人）の申請、出願等に基づき、行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、許可、認可、免許、承認、検査、登録、届出、報告等の用語を使用しているもの、をいいます。



医業情報

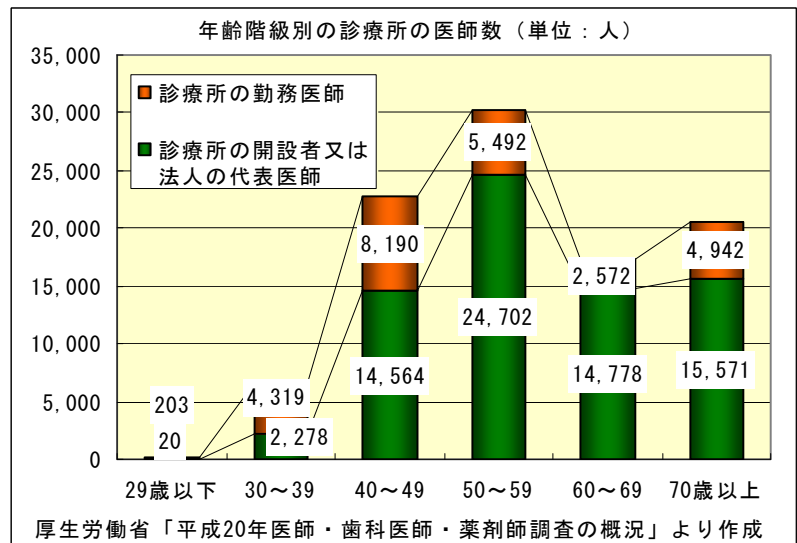
上昇する医師の平均年齢

経営者の高齢化や後継者不足などにより、中小企業の事業承継が難しくなっています。では医療業界はどのようなのでしょうか。ここでは平成21年12月に発表された厚生労働省の調査（*）から、医師の年齢に関するデータをみていきます。

50代の医師が最も多い

上記調査結果によると、平成20年末時点の全国の医師数は約28.7万人、そのうち、診療所の医師数は約9.8万人、全体の34%となっています。

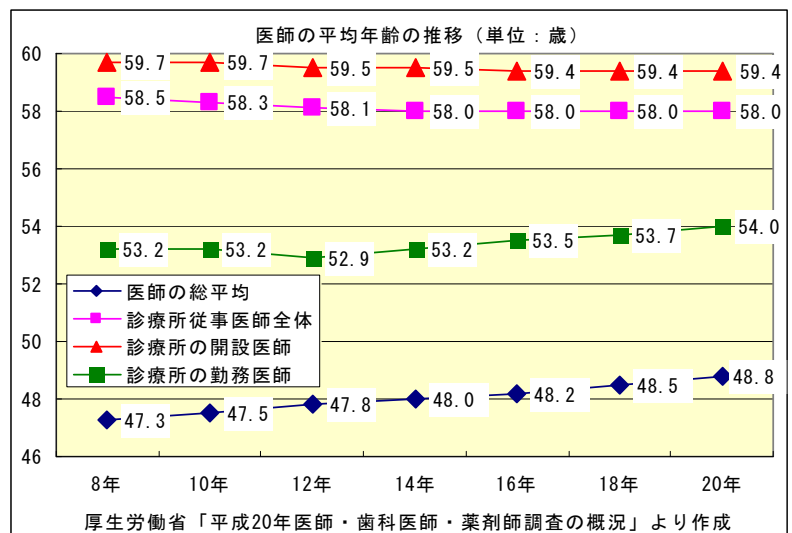
年齢階級別の診療所の医師数をみると、50代の医師が最も多く、全体の30.9%を占めています。次いで40代、70歳以上の順となっています。次に診療所の開設者等を見ると、やはり50代が最も多いのですが、その次は70歳以上、60代の医師が多い状況です。一方、勤務医師は40代が最も多く、次いで50代、70歳以上の順になっています。



診療所の医師の平均年齢は58歳

医師の平均年齢の推移は右の通りですが、医師全体では平成8年以降、平均年齢が上昇し、平成20年末時点で48.8歳となりました。また医師全体と診療所医師全体を比較すると、診療所医師の方が10歳程度高くなっています。

診療所の開設医師は更に高く、59歳台で推移しています。診療所の勤務医師は53～54歳と開設医師に比べて5歳程度若い状況です。診療所の開設医師の平均年齢は下げ止まっているようですが、60歳目前であることには変わりありません。一方、診療所の勤務医師の平均年齢は上昇を続けています。



医師という職業は気力・体力があれば、長く働くことのできる職業の一つですが、来院患者はもちろん自院の勤務者のためにも、院長は自身が元気なうちに、医院の将来について考えておく必要があります。

（*）厚生労働省「平成20年医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」

日本に住所があって、医師法第6条第3項により届け出た医師、歯科医師法第6条第3項により届け出た歯科医師及び薬剤師法第9条により届け出た薬剤師の各届出票を元にした調査です。調査は平成20年12月31日時点のものとなっています。

4月後半からのゴールデンウィーク休暇に向けて、取引先の休日を確認し、早目に業務を行いましょう。また、休日が多くなることから、資金繰りにも注意します。

2010年4月

お仕事備忘録

- 1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
- 2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備
- 3. 固定資産税課税価格の審査申出
- 4. 新入社員のオリエンテーション
- 5. 労働者名簿の調製
- 6. 暖房器具等の清掃、格納



1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

住民税の徴収方法を特別徴収で選択している事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日までにその社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

5月のはじめは、ゴールデンウィークによる連休でバタバタしがちです。毎月10日が納付期限の源泉所得税や住民税等の支払には注意が必要です。4月中に納付の準備をしておくといでしょう。

3. 固定資産税課税価格の審査申出

固定資産税通知書を受取った納税者は、

- (1) その納税対象となった固定資産について
- (2) 固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合において
- (3) 原則、縦覧期間の初日から納税通知書の交付を受けた日後60日までに
- (4) 文書をもって、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

4. 新入社員のオリエンテーション

入社オリエンテーションでは、主に次のような事項を説明しなければならないので、漏れのないように注意します。また新入社員への配布物あるいは新入社員からの提出物を確認しましょう。提出の必要な書類と提出期限を記載した資料を配布すると、提出もれを防止できます。

<主な説明内容>

- ◆労働条件の説明
- ◆社内ルール
- ◆諸届の方法
- ◆年間行事予定

<主な渡し物>

- ◆貸与物品
- ◆配付物品

<主な提出物>

- ◆誓約書
- ◆身元保証書

5. 労働者名簿の調製

新年度が始まりましたので、退職者については退職日と退職事由を記入し、また入社した者については新たに作成しておきましょう。また、この労働者名簿については退職の日から3年間は必ず保存しておくことになっています。

6. 暖房器具等の清掃、格納

もう暖かくなりますので、不必要となる暖房器具などの清掃をし、格納をします。不良箇所などは後回しにせず、気づいたその場で修理依頼をしましょう。



2010.4

新入社員の入社手続きなどを滞りなく行えるように、最終確認は忘れないようにしたいものです。また、後半からゴールデンウィークがありますので、取引先の休日を確認し、月末～月初業務は早めに行うよう計画しましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	木	赤口	
2	金	先勝	
3	土	友引	
4	日	先負	
5	月	仏滅	清明
6	火	大安	
7	水	赤口	
8	木	先勝	
9	金	友引	
10	土	先負	
11	日	仏滅	
12	月	大安	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（3月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
13	火	赤口	
14	水	先負	
15	木	仏滅	●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
16	金	大安	
17	土	赤口	
18	日	先勝	
19	月	友引	
20	火	先負	穀雨
21	水	仏滅	
22	木	大安	●所得税の振替納税者の納付額引落日
23	金	赤口	
24	土	先勝	
25	日	友引	
26	月	先負	
27	火	仏滅	●消費税の振替納税者（個人）の納付額引落日
28	水	大安	
29	木	赤口	昭和の日
30	金	先勝	●健康保険・厚生年金保険料の支払（3月分） ●軽自動車税の納付 ※市町村の条例で定める日まで ●固定資産税（都市計画税）の第1期納付 ※市町村の条例で定める日まで ●固定資産課税台帳の縦覧期間 ※4月1日～20日又は第1期納期限のいずれか遅い日以後の日まで ●労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満の1月～3月の労災事故について報告） ●最低賃金適用報告・最低工賃適用報告・預金管理状況報告 ●安全衛生教育実施結果報告